

<p>二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>三 診療報酬明細書の全件数のうち漢方製剤の処方及び調剤を含む診療報酬明細書の件数が過半数を占める医療機関における漢方製剤の処方及び調剤を含む入院外の診療報酬明細書のうち、投薬料の点数が四千点以上のもの</p> <p>四 (略)</p>
---------------------------------------	---

○厚生労働省告示第三百八号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の二の二第一項第三号及び第六条の三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法等の一部を改正する告示を次のように定め、令和四年十月一日から適用する。

令和四年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法等の一部を改正する告示

（児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法（平成十三年厚生労働省告示第百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p> <p>児童福祉法施行規則第六条の二の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法</p> <p>（修業科目及び単位数）</p> <p>第一条 児童福祉法施行規則第六条の二の二第一項第三号に規定する修業科目及び単位数は、次の各号に掲げる教科目及び単位数とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>（単位の算定方法）</p> <p>第三条 各教科目に対する単位数は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条の例により算定するものとする。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同条第二項中「第十一条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法</p> <p>（修業科目及び単位数）</p> <p>第一条 児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号に規定する修業科目及び単位数は、次の各号に掲げる教科目及び単位数とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>（単位の算定方法）</p> <p>第三条 各教科目に対する単位数は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条の例により算定するものとする。</p>
--	---

（児童福祉法施行規則第六条の三第二項に規定する厚生労働大臣の定める修業科目の一部改正）

第二条 児童福祉法施行規則第六条の三第二項に規定する厚生労働大臣の定める修業科目（平成七年厚生省告示第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p> <p>児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の三第二項に規定する厚生労働大臣の定める修業科目は、児童福祉法施行規則第六条の二の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法（平成十三年厚生労働省告示第百九十八号）別表第一の教科目の欄に掲げる教科目及び別表第二に掲げる全ての系列に係る教科目とする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の三第二項に規定する厚生労働大臣の定める修業科目は、児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法（平成十三年厚生労働省告示第百九十八号）別表第一の教科目の欄に掲げる教科目及び別表第二に掲げる全ての系列に係る教科目とする。</p>
---	---